

1, 募集内容や応募資格等について

番号	該当頁	質問内容	回答
1	3	小学校から遠い場所でも実施可能か。	可能です。ただし、学校がある平日については学校への迎えをお願いします。
2	4	整備建物の構造に指定はあるのか。	指定はありません。
3	4	リノベーションによる経費も整備補助金の対象になるのか。	改修と判断できれば対象となります。
4	4	居宅のような建物でも実施可能か。	市条例で定める基準を満たす必要がありますが、実施可能です。

2, 運営について

番号	該当頁	質問内容	回答
1	32	運営に係る委託料9073千円で運営可能なのか。	市からの委託料のほか、保護者からの利用者負担金(保育料)、放課後児童支援員等の処遇改善補助金、送迎支援の補助金なども見込むことができます。
2	19	保護者負担金に上限等はあるか。	ありません。 ※参考:公設民営放課後児童クラブ7,000円/月
3	32	運営に係る委託料は児童の数で変わるのか。	変わります。 開所日数によっても変わります。
4	4	放課後児童クラブの運営に自由度はあるのか。	市条例で定める基準を満たす必要がありますが、そのうえで事業者の創意工夫による事業実施は可能です。
5	5	市からの運営に関する支援に期限はあるのか。	市条例に適合し実施する限り、期限はありません。
6	17	障がい児の受入れがあった場合、障がい児加配職員の申請はできるか。また、障がい児加配を受け入れる場合の行政と事業者の申請の一連の流れは。	現時点で障がい児に関する補助金交付要綱が未制定であります。今後要綱を制定し補助を行う予定です。受け入れ前に、事業者から市へ事前の協議をお願いすることになると想定しています。
7	33-34	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業について、1支援の単位に対して職員を3人の以上配置した場合でも対象になるか。	対象になります。 ただし、子ども・子育て支援交付金交付要綱に定める1クラブあたりの補助上限額があります(R7は919千円)。
8	30	開所日数について1年につき250日以上を原則とされており、年間250日以上開設を前提に、事前に利用者確認をし、誰も利用者がいない場合には閉所してもいいか。(例:お盆期間中など)	誰も利用者がいない場合には可能とします。ただし、自粛を要請することはご遠慮願います。
9	27	放課後児童健全育成事業に関わる場合、自己研鑽、各研修への参加は必須と考えるが、さくら市では放課後児童健全育成事業に関わる職員への資質向上研修などの機会などはあるのか。	現在、市独自で実施している研修の機会はありません。 栃木県が実施している支援員研修のほか、支援員対象の研修があれば周知予定です。そのほか、市の放課後児童クラブ施設長等が集まる会議での情報交換(年2回程度)を予定しています。

3, 申請書類・選定方法について

番号	該当頁	質問内容	回答
1	6	放課後児童クラブでの第三者評価受審査歴、指導監査結果がない場合はどうしたらいいか。	受審・監査歴がない旨の書面を作成ください(任意様式)。
2	6	放課後児童クラブ運営実績について、クラブの概要について、児童の定員人数の設定がない場合には、空欄のままでもいいか。	お見込みのとおりです。
3	6	計画概要書の定員について 現在、さくら市の指定管理で運営している放課後児童クラブでは、各学年定員を設定しているのか。設定されている場合、計画の参考にしたい。 また各学年の定員を設定した場合、利用状況に応じて人数の変動は可能かどうか。	指定管理で運営しているクラブでは、クラブの総定員は設定していますが、各学年の定員は設定していません。 各学年の定員を設定した場合でも、利用状況に応じて人数の変動は可能とします。

4, その他

番号	該当頁	質問内容	回答
1	-	施設整備計画について、上松山小学校区は公設での整備も予定しているのか。	現時点では計画していません。
2	-	施設整備計画について、南小学校区の整備は民間で行うのか。	南小学校区の整備は令和7年度に公設で実施しています。
3	24	放課後児童クラブを利用する児童は高学年になれば減るのか。	近年はあまり減少しない傾向です。
4	-	放課後より前の時間に別の自主事業を実施してもよいか。	可能です。ただし、放課後児童クラブとの経費は区分してください。